

第3群 認知機能

100～113

第3群は

意思疎通や短期記憶、場所の理解、
徘徊等の認知機能に関して調査を行
う項目群

【3-1】 意思の伝達(能力)

P101~102

定義

調査対象者が意思を伝達できるかどうかの能力を評価する

選択基準

「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」

- 常時、誰にでも意思の伝達ができる
- 自発的には伝達しないが、問いかけすれば伝達できる

「2.ときどき伝達できる」

- 通常は、介護者に対して「意思の伝達」ができる

「3.ほとんど伝達できない」

- 通常は、介護者に対して「意思の伝達」ができない

「4.できない」

- 意思を全く伝えない・伝達できるかどうか判断できない

➤例

「どの服を着ますか」という質問に対して

「**ご飯が食べたい**」と回答した場合、会話の内容は理解していないが、意思の伝達はできているので、「**1. 伝達できる**」を選択する

「3-1 意思の伝達」と「5-3 日常の意思決定」の違いは何か？

3 - 1 は合理性を問わない

5 - 3 は内容を理解し意思決定

【3-2】 毎日の日課を理解(能力)

P103

定義

毎日の日課を理解するとは、起床、就寝、食事等のおおまかな内容について理解していること。

厳密な時間や曜日ごとのスケジュール等の複雑な内容までの理解は必要ない。

【3-3】生年月日や年齢を言う(能力)

P104

定義

生年月日か年齢かのいずれか一方を
答えることができること

調査上の留意点

- ・ 実際の生年月日と**数日間**のずれであれば「1. できる」を選択
- ・ 年齢は**2歳までの誤差**で答えることができれば「1. できる」を選択

【3-4】 短期記憶(能力)

P105~106

定義

面接調査日の調査直前にしていたことについて把握しているかどうかのこと

調査上の留意点

- ・「面接調査の直前に何をしていましたか」の質問で確認が難しい場合、3品提示の調査方法を行う。
- ・3品提示はあくまでも、「ペン」、「時計」、「視力確認表」です。
勝手に提示品を変えてはいけない
(対象者がわかるもの、視覚的に把握できるものとして3品を提示している)

➤ 「面接調査の直前に何をしていましたか」と質問して、「ご飯を食べていました」という対象者に「何を食べましたか」という質問の回答で判断をしてはいけない

ここで評価するのは**直前に何をしていたか**、それだけです

【3-5】自分の名前を言う(能力)

P107

定義

自分の名前をいうとは、自分の姓もしくは名前のどちらかを答えること

【3-6】今の季節を理解する(能力)

P108

定義

今の季節の理解とは、面接調査日の
季節を答えること

【3-7】 場所の理解(能力)

P109

定義

場所の理解とは、「ここはどこですか」の質問に答えること

【3-8】 徘徊(有無)

P110~111

定義

ここでいう徘徊とは、歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、目的もなく動き回る行動のこと
その頻度を評価します。

調査上の留意点

- ・ 重度の寝たきり状態であっても、ベッドの上で這い回るなど、目的もなく動き回る行動も含まれる

異なった選択が生じやすい点

ベッド上の生活であるが、毎日ベッド上を這い回っているが、ベッドから下に降りて、部屋を這って動き回ることはない。

徘徊と判断し「3.ある」を選択

【3-9】外出すると戻れない(有無)

P112~113

定義

「外出すると戻れない」行動の頻度を
評価する項目